

議案第七十七号

中央区事務手数料条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年九月十七日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区事務手数料条例の一部を改正する条例

中央区事務手数料条例（昭和三十三年三月中央区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表の四の表マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）の部一の項中「第五条の四」を「第五条の十四」に改め、同部二の項中「第五条の六第一項」を「第五条の十六第一項」に改め、同部三の項中「第五条の七第一項」を「第五条の十七第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十一月二十八日から施行する。

（説 明）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。